いじめ防止対策基本方針

令和7年度 新城市立作手中学校

目 次

1	いじめの定義と態様													
	(1) いじめの定義 ・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2) いじめの態様 ・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	2 いじめ防止の基本理念と責務													
	(1)基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2) 教職員の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(3) 保護者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(4) 生徒の役割 ・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	3 いじめの防止の対策等のための組織		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	1 いじめの未然防止													
	(1)学校におけるいじめの未然防止 ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2) いじめの防止に従事する教職員の資	質	の	白	上	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3) いじめ防止に資する授業改善・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(4) いじめ防止への具体的な取り組み・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5	5 いじめの早期発見 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)兆候の把握													
	(2) いじめの早期発見のための措置 ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6	ら いじめへの対応													
	(1) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2) 重大事態への対処・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(3) 事実関係を明確にするための調査の	実	施					•	•	•	•	•	•	6
	(4) 調査結果の提供および報告・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(5) いじめられた生徒への対応・	•	•	•	•	•	<u>•</u>	•	•	•	•	•	•	6
	(6) いじめた生徒への指導またはその保証	隻	右	^\	U)	旫	=				•	•	•	
	(7) いじめが起きた集団への働きかけ	I "	u	ı—		_	っ	• :::: ::	•	•	•	•		7
	(8) インターネットを通じて行われるい	U	עש	اب	ΧIJ	9	ට	ΧIJ	朿		•	•	•	7
7	7 校長および教員による措置・懲戒等 ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
0														7

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、尊重されなければならない。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、基本的人権を阻害するものであり、学校、家庭、地域が連携して防止に取り組む必要がある。平成25年9月にいじめ防止対策推進法が制定された。その第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」、第22条に「複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」とある。

国の基本方針、新城市の基本方針を受け、作手中学校にいじめ対策・不登校生支援委員会を設置し、いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

一定の人的関係とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾、 スポーツクラブなどその生徒が関わっている仲間や集団などにおける人的関係を さす。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、からかいやけんかといった「いじめの芽」や「兆候」についても、いじめと認知する。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

2 いじめ防止の基本理念と責務

(1) 基本理念

いじめの防止等の対策は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことがで

きるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として 行われなければならない。全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解 を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互い の人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。加えて、全ての生 徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

(2) 教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、生徒会でいじめ撲滅や命の大切さをよびかける活動を行うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

(3) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する 子がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導 を行うよう努めるものとする。保護者は、その保護する子がいじめを受けた場合に は、適切にその子をいじめから保護する。

(4) 生徒の役割

生徒は互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。生徒はいじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友達又は関係機関等に相談することができる。生徒は、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友達からいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

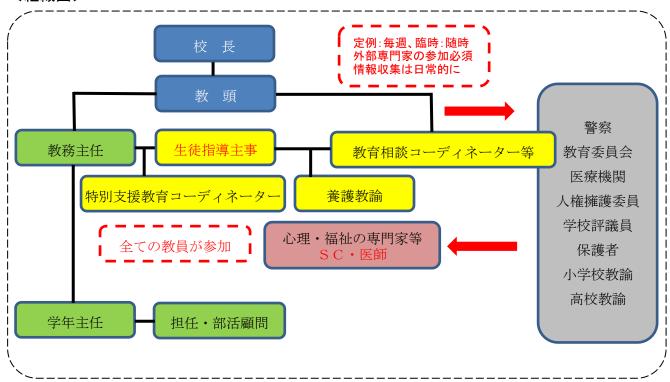
3 いじめの防止の対策等のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策・不登校生支援委員会を設置し、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く(以下「組織」と表記)。

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となり、以下の 役割を負う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中 核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を 行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な 共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保 護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

<組織図>



4 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことはいじめの防止に資する。よって全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。さらに、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめの防止のために生徒が自主的に行う活動に対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発などの措置を講ずる。また、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組を全教職員で共有するため、年間計画を作成する。

(2) いじめの防止に従事する教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修、カウンセリング能力の向上のための研修など、資質の向上に必要な研修を計画的に実施する。未然防止の基本は、生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにある。そのための力量向上につながる研修を実施する。

また、教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方を常に見直す。

(3) いじめ防止に資する授業改善

一人一人を大切にした「わかる授業」づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる場を工夫する。そのことにより、学力に対する生徒の不安の解消、認めあえる学級風土の構築をめざす。

また、時計を見て早めに着席、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方など、授業規律の確立にむけて、学校全体で取り組む。

(4) いじめ防止への具体的な取り組み

	未然防止・早期発見の取り組み	いじめ・不登校対策	保護者・地域との連携
	不然防止・平朔先兄の取り組み	委員会の動き	体護伯・地域との建携
4 月	○相談室やSCの周知【全】保	○生徒を語る会	
	○PTA総会保		
	○授業参観【全】(保		
	○新入生歓迎会【全】		
	○家庭訪問【全】(保		
5月	○全校遠足【全】	○生徒を語る会	○古城まつり
	○学年懇談会【全】保		○合同引き渡し訓練
	○部活動懇談会【全】(宋)		
	○PTA講演会【全】(深		
	○クリーンアップ作戦【全】		
	○修学旅行【3】		○修学旅行〜親からの手紙〜
6月	○公開授業週間【全】(宋)	○生徒を語る会	○不登校児童連絡会・研修会
	○生活アンケート【全】		○共育の日
	○面談週間【全】		つくでっ子元気事業
	○林業体験【1・2】		
	○総合体育大会【全】		
7月	○保護者会【全】(保	○生徒を語る会	○保護者アンケート
	○カヌー体験【全】		
8月	○職場体験活動【2】	○生徒を語る会	
	○PTA奉仕作業保		
9月		○生徒を語る会	○作手校舎体育大会
10月	○作中祭【全】	○生徒を語る会	
11月	○体育大会【全】	○生徒を語る会	○作手校舎文化祭
	○生活アンケート生		
	○面談週間【全】		
	○福祉体験教室【全】		
	○作中ウォーク【全】		
12月	○人権講話【全】	○生徒を語る会	○保護者アンケート
	○保護者会【全】保		○不登校児童連絡会・研修会
1月	○給食の方に感謝する会【委員会】	○生徒を語る会	
2月	○予餞会【全】	○生徒を語る会	
3月	○卒業式【全】		

【 】 … 学年 保 … 保護者 生 … 生徒指導部

5 いじめの早期発見

(1) 兆候の把握

積極的にいじめを認知するために、ささいな兆候であっても、いじめではないか との疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視した りすることがないようにする。教職員はいじめの兆候や懸念、生徒や保護者からの 訴えを抱え込まずに、いじめ対策・不登校生支援委員会に相談する。

いじめを早期に発見するため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員 相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、記録を残す。

また、生徒がいじめの相談電話、ホットラインを利用できるように周知する。

(2) いじめの早期発見のための措置

生活カード、黒板日記、学級通信など、教師と生徒の意思疎通をはかるための工夫をする。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。なお、アンケート調査の結果については、3年間を保存期間とする。また、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ① 学校は、生徒もしくは生徒の保護者等からいじめに係る相談を受けた場合、速 やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめの事実があると思われるとき は、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その 再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた生徒又はその保護 者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する 助言を継続的に行う。
- ③ 学校は、いじめに係る支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

(2) 重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下重大事態)に速やかに対処し、事実 関係を明確にするための調査を行う。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。想定されるケースは以下の通り。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

この調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

学校が、当該重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとさは所轄警察署と連携してこれに対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会にその状況を直ちに報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、 いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教 職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。 客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。この際、いじめられた生徒、情報提供してくれた生徒を最優先に守るように配慮する。
- ② いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査を協議し、調査に着手する。

(4) 調査結果の提供および報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。その際に、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があるため、調査に先立ち、そのことを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(5) いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒に対し、徹底的に守り通すことを伝え、不安を除去する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を損なわないようにする。 さらに、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の方等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

(6) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、必要に応じて、特別な指導計画による指導を行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及びその保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、情報モラル教室など必要な啓発活動を行う。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。生徒に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、早期発見の観点から、教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

7 校長および教員による措置・懲戒等

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

8 留意事項

学校評価で、いじめの防止等に対するための対策を取り扱うに当たっては、いじめの 実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの 再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。学校基本方針 がきちんと機能しているかをいじめ対策・不登校生支援委員会を中心に点検し、必要に 応じて見直す。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。